



その他の情報

所得税が課税されなくなった方へ

税務収納課 ☎ 66・11116

所得変動による年度間の負担増を調整するため、今回限りの措置として、市県民税の減額措置制度を設けました。
対象 平成18年分の所得税は課税されているが、平成19年の所得税が課税されなくなった方。ただし、平成19年中に亡くなられた方や、海外へ転出して平成20年1月1日現在、国内に居住されていない方は、対象となりません。

減額方法 すでに納税済みの平成19年度市県民税から、税源移譲により増額となった相当額を還付します。
申し込み 7月1日(火)～31日(木)までに減額申告書を税務収納課へ。
※減額措置の対象と思われる方には、6月下旬に「減額申告書」を発送します。

軽自動車税納税証明書を送りました

税務収納課 ☎ 66・11115

軽自動車税の口座振替をご利用されている方に、軽自動車税納税証明書(ハガキ)を郵送しました。

この証明書は、三輪・四輪の軽自動車や二輪の小型自動車の車検を受ける際に必要となります。自動車検査証と一緒に保管するなどして紛失しないようにしてください。まだ納付されていない方は、早めに納付してください。

国民健康保険

高齢受給者証を更新します

保険年金課 ☎ 66・1103

現在、70歳以上の国民健康保険被保険者の方に交付している国民健康保険高齢受給者証(高齢受給者証)は、有効期限が7月31日です。7月末までに、新しい高齢受給者証を郵送します。

8月以降に受診する際は、窓口へ新しい高齢受給者証を提示してください。

有効期限の切れた高齢受給者証は、保険年金課へ。

国民健康保険標準負担額減額認定証の更新と申請

保険年金課 ☎ 66・1103

国民健康保険被保険者が入院した場合、申請により一定の要件に該当する入院中の標準的な食事の費用260円(1食当り)を減額します。減額後の自己負担額は別表のとおりです。

区分	1食当たりの標準負担額	
市県民税課税世帯	260円	
市県民税非課税世帯	90日まで入院	210円
	90日を越える入院(申請月から過去12か月間の入院日数)	160円

※市県民税非課税世帯のうち所得が一定基準に満たない世帯(控除後の所得が0円になる世帯)の70～74歳の高齢受給者の方は、入院日数に関わりなく100円。

なお、現在、交付されている減額認定証の有効期限は7月31日までです。現在入院中で、減額認定証の交付を受けている方は、必ず7月中に更

新してください。

また、減額認定証の申請は随時受け付けています。

○更新手続きに必要なもの
印かん、減額認定証、保険証

母(母)医療費受給者証の更新

保険年金課 ☎ 66・1102

8月1日(金)から、次の受給者証が更新となります。

母(母)子家庭等医療費受給者証

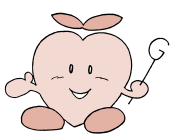
平成20年7月31日が期限の障害者医療費受給者証

母(母)の受給者証をお持ちの方は、7月初旬に送付した案内にしたがって更新の手続きをしてください。

母(母)の受給者証をお持ちの方は、7月下旬に新受給者証を郵送します。

8月からは、必ず新受給者証を病院などの窓口に表示して受診してください。

なお、古い受給者証は、市役所保険年金課または東・形原・西浦の名出張所へ返却ください。



駐車を開放します

体育課 ☎ 67・5017

蒲郡納涼花火大会当日、公園グラウンド(形原町桶沢)の駐車を臨時開放します。

とき 7月20日(日)
午後5時～9時

ところ 公園グラウンド駐車場

問合せ先 公園グラウンド ☎ 57・2711



市民プールオープン

体育課 ☎ 67・5017

暑い夏は、涼しさを求めて、市民プールへレッツゴー。

とき 7月12日(土)～8月31日(日) 午前10時～午後6時

(日曜日・祝日・お盆は9時30分から開場)

利用料金 高校生以上500円

中学生以下200円

問合せ先 市民プール

☎ 67・2512